

選手強化費交付金事業等支払いに関する基準(旅費規定)

2024/4/1

岐阜県ライフル射撃協会

No.	科目	会場	岐阜地区から	西濃地区から	中濃地区から	可茂地区から	東濃地区から	飛騨地区から	
1	旅費交通費 (有料道路通行料は実費支給)	岐阜地区	市総体・メモリアルセンター	1,000	2,000	3,000	3,000	3,000	5,000
		西濃地区	揖斐教習射撃場	2,000	1,000	3,000	3,000	5,000	5,000
		中濃地区	白鳥町体育館格技場	3,000	3,000	1,000	2,000	3,000	2,000
		中濃地区	関有知高校射撃場	3,000	3,000	1,000	2,000	3,000	2,000
		東濃地区	土岐市総合射撃場	3,000	5,000	3,000	2,000	1,000	3,000
		飛騨地区	飛騨御嶽高地トレーニングセンター	5,000	5,000	2,000	3,000	3,000	1,000
		愛知県	愛知県総合射撃場	5,000	8,000	8,000	5,000	5,000	8,000
		三重県	三重県営射撃場	8,000	8,000	10,000	10,000	11,000	11,000
		静岡県	藤枝射撃場	11,000	13,000	13,000	11,000	11,000	13,000
		福井県	福井射撃場	11,000	11,000	13,000	13,000	13,000	13,000
		富山県	福光射撃場	13,000	13,000	11,000	13,000	13,000	11,000
2	宿泊費	選手強化等に係る選手役員の宿泊費	9,800	9,800	9,800	9,800	9,800	9,800	
3	大会参加料	対外試合派遣事業に係る参加料の補助	実費	実費	実費	実費	実費	実費	
4	射場使用料	国体強化選手合宿及び強化練習会の補助	実費	実費	実費	実費	実費	実費	
5	謝金	講習会・合宿・スポーツ教室・全国大会	※講師謝金 10,000円、大会役員1日 3,000円、補助員1日 1,000円						

※ 強化合宿練習等、協会主催の合同練習についての宿泊費・食事費・射撃場使用料は、一括して協会が支払う。

※ 東京都内での宿泊費は10,900円を限度とし、超過分は個人負担とする。

※ 県外への長距離移動の旅費については原則高速道路を利用し(ETC)利用証明書実費相当額を合わせて支給する。同乗者には支給しない。

※ 大会参加料は協会規定の範囲内にて実費相当額を協会が支払う。

※ 講師謝金は対象事業に不可欠な講師・コーチ(年少射撃指導員等)とし、理事会承認により変更できるものとする。

※ 射撃場使用料は実費支給する。

※ 公共交通機関利用の場合は旅費実費額を支給する。